

第3分科会

情報公開って何？ —— 子ども・保護者・地域にどう学校は開かれているか ——

常葉町立関本小学校 主事 佐藤 恒

## 1 まずは情報公開制度の概要から

制度としての情報公開制度は、地方自治体が率先して取り組んできた経緯があります。消費者団体による「知る権利」要求運動からはじまった情報公開条例は1982年3月に山形県金山町で初めて制度化され、その後都道府県では1982年10月に神奈川県で制度化され全国に広がりました。

しかし、各地の情報公開条例や実施要綱をみると、制度化されるにあたっては各地の条例制定の温度差や地域での市民運動の有・無により「知る権利の明記」や「開示請求者の範囲（だれでも）」に差が見られ、「実施機関・対象機関」についても同様の差が現れています。また、情報開示に対する考え方である「原則全面開示」と「例外的不開示」についても、自治体による差が見られます。

国の情報公開制度「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下情報公開法）は1999年になってようやく制定されました。国においても地方においても情報公開制度は、その住民・国民の知る権利を保障し行政自らが情報を提供し公正な行政運営を図るために、また民主的な開かれた社会の実現のために重要な制度であると思います。

## 2 説明責任と情報公開の関係

説明責任は行政が国民に仕事の内容を報告する義務履行に関するシステムであり、情報公開は国民・住民が行政に情報の公開を求める請求権が中心となったシステムです。情報公開請求権の中身である「知る権利」を国民主権あるいは住民自治に基づくものと考えれば、説明責任と情報公開請求権は一つの理念の裏表と言った関係になります。しかし主権は国民にあるのだから、まず国民の側に行政の活動に対して説明を求める権利つまり開示請求権があり、その権利を充足させるために行政に説明責任が生じるのだと思います。

しかし、最近では説明責任を条例に明記するところが増えていきます。それは多くの条例の場合、情報公開請求権を地方自治の本旨に基づく権利ととらえていることから、情報公開請求権と説明責任に基づく積極的な情報の開示が一体となって、住民の信託に応えることになるという主旨からだと思います。このことは行政側の責務を明確にするという観点からは大きく評価でき、学校の情報を開いていくときの法的な裏付けにもなると思います。そして実際に山間小規模町村において開示請求が1件もないという状況や不信だらけの政治状況を考えると行政の積極的な情報提供の方が開示請求権行使よりもはるかに政治的影響が大きいのではないのでしょうか。

最近ではインターネットを通じて各省庁の主な事業活動や審議会の議事録を積極的に開示しています。都道府県では岐阜県が予算の算定基礎までインターネットで公開しています。この間のBSE・雪印・三菱自動車・東京電力福島原発などなど不祥事がおもてざたになったときに情報を隠してそれがさらに不信を呼ぶという構図ができあがっていますが、積極的に情報を提供する姿勢が後々自分の身を守ることに考えると考えるべきではないのでしょうか。

### 3 個人情報保護制度の概要

情報公開制度と違い個人情報保護制度は「プライバシーの権利」と「自己の情報をコントロールする権利」があります。この制度はプライバシーが行政によって侵害されるのを防ぐことを守るため本人だけが開示請求でき、開示の目的が行政の情報を引き出すことではなく、自分の情報を行政がどう保管し、使っているかを調べることにあります。したがって個人情報の開示には、その情報の訂正請求など二次的な請求につながる場合があります。

現実の学校における個人情報保護はどうなっているのでしょうか。時々問題になる児童生徒名簿やPTA名簿、保護者プライバシーに関する情報など学校には安全管理に注意しなければならない個人情報がたくさん存在します。一般的に自治体・行政機関では、その自治体が収集した個人情報について収集の目的以外に使用する場合には「目的外使用」として、個人情報保護条例・要綱により一定の歯止めとルールが作られています。同様の事柄を学校に当てはめてみると、「生徒指導」の情報が「学校保健」の情報として扱われたり、またその反対も事象も多く見られます。子どもの権利条約や子どものプライバシー保護の観点から、外部機関への情報提供も含めて学校における個人情報の取扱いについて再考を促す時期ではないでしょうか。

### 4 実際に情報公開請求をしてみても やっていきましょう情報開示請求～

(1) 市町村の場合 ～開示する側も、される側も初めての体験～

今回、福島県田村郡にある船引町と常葉町に開示請求してみました。こちらも初めての請求でしたが、どちらの町も初めて請求されたということで私（請求者）と町総務課の職員と教育委員会事務局職員の3者で話し合いながら進めるという状況で、なんともお粗末な状況でした。情報開示請求した内容は以下のとおりで対応も予想どおりでした。特に私費会計については公金ではなく監査の対象でもないので公開の対象ではないということで、学校に集金と管理を委任している保護者会の判断によるべきだということでした。

町民に就学援助制度を周知するためのチラシ等 不存在

就学援助認定の基準（認定要件） 開示

平成13年度関本小学校第6学年の教材費と学級費の会計簿（金銭出納帳）・予算書・決算書 不開示

内閣府調査「地震防災施設の整備状況に関する調査」の小中学校等及び体育館に関する部分の報告書（控） 開示

今回開示請求してみても、もっと住民から制度の活用が図られれば、学校も含めた教育委員会部局の文書目録や文書管理のシステムが整備されるのではないかと思います。請求者が「どのような文書・情報がほしいのか」がはっきりとしていれば、速やかに「文書の概要」や「文書の名称」がわかるシステムが整備される必要があると思います。また副次的な効果として、思いがけず3者で協議しながら就学援助制度を周知するチラシがないということは、就学援助制度を隠していると思われるも仕方がないということを教育委員会へ問いかけることができました。さらに公金、準公金の区分や私費会計の取り扱いについても一定程度、問題提起できたと思っています。

しかしながら、せっかくある情報公開条例を活用していない現状にも、少し残念な思いがしてなりません。事の発端として、もともとずさんな「食糧費」の事務処理をしていた行政への市民オンブズマン等による住民訴訟が、現在の情報公開制度と情報公開運動を発展・確立させたとすれば、制度があっても利用されていない多くの自治体でも、取り組まなければ成らない課題だと思います。「制度」があっただけでは何も改善しないのです。

そして次は入手した情報をどう活用して行くかということが大事になってくると思います。手に入れた情

報を運動にいかして、行政を動かしていくことが大切なのだと、改めて考えさせられました。

## (2) 福島県・国の場合 ～開示請求の実例から～

今回は、次年度の公立諸学校等の研修等定数に関する文部科学省からの調査依頼・資料提出についての回答文書を開示請求してみました。以下は、その状況です。

福島県の場合、市民オンブズマン等による情報公開運動のためか「原則開示」が貫かれていると思います。ほとんどの開示請求について、開示請求後1週間以内に公文書開示決定通知書(別紙1)が届きます。その後、所定の費用(コピー代・郵送料)と公文書等の写しの交付申請書を返送すれば、2～3日中に開示された公文書が郵送されます。

開示された公文書がどのように意思決定された文書かを判断するために発議書と文科省への送付書(添書)も開示されます。発議書の個人名・個人印も開示対象のため黒塗りはありません。(別紙2)

同様の文書(回答)を今度は、国へ開示請求してみました。「各都道府県からの回答文書(配置予定数集計表)を全て回答してほしい」(別紙3)という内容です。まず、行政文書開示請求書に300円の開示請求手数料(収入印紙)を添付し、担当の文科省大臣官房総務課情報公開室へ郵送します。すると2～3日後に「開示請求の受付」(別紙4)というお知らせが届きます。そこから約30日間のあいだに開示請求した文書の担当課・担当者から開示内容について問い合わせがくることもあります。「原則開示」なのですが、特に都道府県から調査・回答された文書については各都道府県へ開示についての問い合わせを行うようです。都道府県によっては今回のような「教職員定数」関係の開示については慎重な県もあり、「事務職員の数だけ開示ではだめですか?」などと言われることもあります。県に比較すれば大変遅くなりますが、ほぼ1ヶ月後、行政文書開示決定通知書(別紙5)が届きます。同封の行政文書の開示の実施方法等申出書に1枚200円の開示手数料(前納の300円を引いて)と郵送の場合は郵券を同封すれば、開示された行政文書が届きます。

## (3) ちょっとおまけ ～県庁の担当課へ尋ねてみました～

福島県庁 文書学事課へメールで問い合わせ

Subject: 情報公開について

Date: Wed, 4 Sep 2002 10:15:09 +0900

From: hisashi sato <sekimoto-ems-hisashi@tamuranet.ne.jp>

To: bunsho@pref.fukushima.jp

X-Mailer: ARENA Internet Mailer 2.2 PPC

文書学事課 情報公開係 様

常葉町立関本小学校の事務の佐藤恒と申します。今回、情報公開について調べているところなのですが、以下の件について教えてください。

市町村立学校の「旅行(伺)命令書」及び「復命書」は県の情報公開の対象になるのでしょうか?

同様に学校事務・栄養職員の超過勤務命令簿はどうか?

以上、お忙しいとは思いますがよろしく願います。

福島県庁 総務部 文書学事課 情報公開係 から電話で回答がありました。(以下回答です)

情報公開の対象は県の機関が保管している文書なので、教育事務所が保管している文書については県の公開の対象になるが旅行命令（伺）書・復命書・旅行命令（依頼）書・超過勤務命令簿は教育事務所を経由するものもあるが、すべて学校に保管されるので市町村の情報公開の対象であると考え。

文書目録のWeb化は手間のわりに利用頻度がないのでやっていない。県庁もしくは振興局の窓口で情報公開担当者と場合によっては担当部局の担当者も交えて話しを聞いて文書を特定することの方が多い。（回答ここまで）

## 5 今後の学校における情報のあり方は…… ～福島県の状況から考える～

### （１）学校にある文書情報をどうするか

学校にある情報、特に文書についてみると、「外部から届く文書」「学校から外部へ出す文書」「学校に保存されている文書」に分けられます。その文書・情報の担い手として私たち学校事務職員が存在する訳ですが、その実態はどうでしょうか？文書管理規程やファイリングシステムが未整備の学校が多いなかで苦勞をしている学校事務職員・教職員・学校現場が多数ではないかと考えられます。その学校を指導する立場にある県教委はどう考えているのでしょうか。以下は資料からの引用です。

学校の情報公開（福島県教育委員会発行・学校教育ハンドブックから以下引用）

学校の教職員が職務上作成した文書図画写真、マイクロフィルム、VTRなどで所定の決定手続が終了後、学校で管理しているものなどは、情報公開の対象となることがある。ただし、以下の場合には公開しないことがある。

- 1 法令で非公開とされているもの
- 2 個人のプライバシーに関わる情報
- 3 学校の適正運営に著しい支障があるもの

### 情報公開の請求内容

#### 1 指導要録・調査書

判例及び法の整備に伴って指導要録・調査書とも、非開示から部分開示、全面開示の方向へと進んでいる。個人の自己情報のコントロール権に根拠をもつ。

#### 2 職員会議録

学校事故、体罰等をめぐり会議録の開示が求められるようになり、公開例が続いている。

#### 3 各種報告書

学校から教育委員会に提出された体罰報告書について開示が請求された例がある。本人からの請求については公開、第三者からの請求は非開示となっている。

### 情報公開への学校の対応

公文書の開示を求める法的権利を認める状況から、公教育の場としての学校は積極的に対応する必要がある。以下の点に留意することが大切である。

- 1 評価を伴う情報については、研鑽に努め、客観的で納得できる評価となるようにする。
- 2 情報管理については、個人情報の収集適正管理、自己情報のコントロールなどの面から慎重に行う。
- 3 「開かれた学校」実現のため、保護者・地域の理解と協力を得るという観点で情報公開に臨む。

### 開かれた学校と説明責任・責任説明

学校の情報公開により、説明責任が伴うとされてきているが、開かれた学校運営としての情報

公開を考えると、教育目標、教育課程の実施状況、学習指導、生徒指導の状況等にかかる情報の公開は、本来積極的に公開し、地域、保護者の理解を得ていくことが大切なのであり、説明責任というよりは、責任をもって積極的に説明する「責任説明」と考えたい。（以上、引用ここまで）また、14年に制定された小・中学校の設置基準では、以下のとおり定められています。

文部科学省令第14(15)号 小学校(中学校)設置基準 第3条

「小学校(中学校)は、当該小学校(中学校)の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者に対して積極的に情報を提供するものとする。」

学校が開かれ、積極的に情報を開示していくなかで、学校で情報を扱う学校事務職員自身も、もし勤務している学校(教委)に対して開示請求があった場合には、積極的に関与していく必要があると思います。学校の文書管理も、開示請求者が気軽に利用できるように考慮し、システム等を構築しなければなりません。言い換えれば情報公開に耐えられる学校での文書管理が今、問われていると思います。

## (2) 学校的意思決定過程と文書取扱規程

県内90市町村のうち、学校を対象にした文書取扱規程や文書ファイリングシステムを実施・導入している自治体はごく少数です。本来は行政機関(実施機関)の一部である学校も所管の教育委員会(市町村)が使用している文書取扱規程に従うのが当然です。しかしながら、現在の学校・教職員組織・校務分掌において行政機関のシステムをそのまま導入するには大なり小なり無理があるように思われます。

今後、情報公開対象が拡大していくなかで、学校での意思決定過程(起案書・発議書など)、諸会議・打ち合わせ・委員会での審議内容についてもまた開示されることになると思います。

そのためにも情報公開について議論する前にまず学校自治・校内民主主義を保証できる学校的意思決定過程の在り方を考える必要があります。同時に学校自治を担保できる文書取扱規程を学校に位置づけることが必要です。学校職員にとって使いやすい統一された文書分類表はどうあるべきかを地区や校内で十分に議論し、その文書分類表に沿って分類することが前提です。また意思決定過程を明らかにしておくという意味でも一定程度の発議書・起案書の活用は有効ではないでしょうか。情報公開に対応した文書管理の例として、発議文書と収受文書を分けて文書分類表をつくり、その「発議文書分類表」に保存年限と情報公開への対応を入れておくという方法があります。時間があれば町村ごとに教育委員会事務局職員と共同しながら取り組むべき課題ではないでしょうか。

ファイリングについては開示請求に対して容易に文書が特定できるような検索システムの構築と文書管理をすることが大事です。そして役所の情報公開窓口に備え付けられる、もしくはインターネット上で公開される「ファイル管理簿(目録)」に学校の文書も位置づけることが必要です。

ただし、学校事務職員だけが先走って制度を作ることに固執してしまっても本質は変わらないので学校の中でどうやって合意を作っていくかが大事だと思います。文書について学校事務職員だけでなく教員もある程度の知識と理解を持って処理できる体制づくりが大切です。

## (3) 情報発信と個人情報

学校は個人情報以外の情報はすべて情報公開の対象であると思って緊張感を持って仕事をするのが大事

です。まして「開かれた学校」と「説明責任」を考えると個人情報以外の情報は積極的に情報発信していくべきです。そこで学校事務職員に関わることで考えると、やはり財務と施設・設備でそれらのことについて、学校だよりのスペースを少しもらうとか、保護者向けに「事務だより」を発行するとか、学校の掲示板に掲示するとか、学校のホームページに載せるとか、いろいろなメディアを使って情報発信することも必要なのではないのでしょうか。

個人情報の取り扱いについては、管理職も含めて教員は認識が浅いことがあるので我々の側から啓蒙していくことが必要だと思います。（別紙事務だより参照）

資料提供 滝根町立滝根小学校 松本義一

#### 参考文献

- Q&Aポイント研修40-----「知っておきたい情報公開制度のポイント」学事出版
- Q&Aポイント研修45-----「説明責任と情報公開のポイント」学事出版
- 学校教育ハンドブック-----福島県教育委員会
- 自治体情報公開のすすめ-----旬報社
- 学校の情報公開-----ぎょうせい

## 「学校を開くことと、職場での情報共有は どうあるべきか」

～ 情報公開基礎講座 と 地域実践発表 を受けての一考察 ～

田村郡 滝根町立滝根小学校 副主査 松本義一

### 1 はじめに

情報公開制度の概要や説明責任と情報公開の関係、個人情報保護制度の概要、実際に情報公開条例を行使した情報開示の具体例については関本小学校・佐藤さんから丁寧でわかりやすい報告・講義がなされました。

また、情報公開への具体的な対応策として滝根町立学校（事務職員）と教育委員会（事務局）との共同実践でもある文書管理の改善について、2年間にも及ぶ公立学校文書管理規程制定の過程をふまえて、昨年この夏季研修会で報告された菅谷小学校・塩田さんの資料をもとに今後の課題にも触れて若干の解説をしました。

そこで私の方からは表題にもありますように学校の日常において「地域に開かれた学校」つまり学校を開くこと、開くための手法、そして「開かれた学校内部」職場での文書・情報の共有はどうあるべきか、情報管理と説明責任はどうあればよいか等々、個人的な考えを交えながら、参考文献の資料や引用を加え、さらに佐藤さんの講義の感想も取り入れながら意見発表を行います。

### 2 学校を開くこと

「開かれた学校」とひとことに言っても、その内容や実情には地域間格差・学校間格差が見られます。その格差がどこから来るかと言えば、各々の学校における「情報管理」と「説明責任」のとらえ方や手法の違いから派生すると考えられます。説明責任については、佐藤さんからもお話がありましたが、情報化社会における学校事務を考えるうえで今一度、「説明責任」の在り方について考える必要があります。「説明責任」については後述します。

過去においては、また現在でも少なからずの学校は、可能な限り地域や保護者に対して学校の「情報」を管理・操作し見えにくくしてしていました。閉鎖的な学校と言われた所以です。学校の「おごり」でしょうか。見えないことが「学校の威厳」を保つとも考えられた過去の時代です。

現在では、より積極的に地域や保護者に対して学校の実情や問題点を提示する学校こそが「開かれた学校」であり、地域の信頼と信用が得られる学校でもあり、地域とともに歩む学校でもあると言われていています。では、開かれた学校が求められる理由はどこにあるのでしょうか。

（引用開始……学校事務事典3）以下は引用です。

歴史的にみると情報化社会における学校は、情報化以前の学校には見られなかった様々な苦しみを背負うことになりました。明治の学制頒布以来、学校は地域の期待を担い、地域の人々の手によって建設され、地域の文化的シンボルとして機能してきました。地域に

問題があれば学校で集会が開かれ、地域行事は学校の校庭で開催されます。災害時に避難するのも学校です。

こうして得られた学校と地域の親和性は、学校とそこで訓育にあたる教師がその時代の学問芸術の先端にあり、諸情報を集積する地位にあることによって担保されたものでした。しかし今日では、情報は社会にあふれ、学校は学問芸術の先端でもなければ、最新科学情報の集約点でもなくなりました。立身出世もいまやその価値を失い、受験を前提とした偏差値教育はますます子どもたちを学びの意欲から遠ざけています。文部科学省は学校の復権を目指し、インテリジェントスクール構想、コミュニティスクール構想などの施策を打ち出し、地域社会における情報センター、文化センターとしての学校再建を進めようとしています。

しかし、インターネットの普及やメディアの多様化など社会の情報化はますます進み、学校の復権は容易な課題とは言えません。むしろ今日、問題とされているのは、情報が開かれつつある社会にあって、いまだに閉鎖的な学校の体質であり、地域社会からの不信感が除去されるに至らない現実です。このような状況の中で、学校は思い切って地域・保護者に学校の現状や問題点を発信し、地域のバックアップを受けようとする姿勢を明確にする必要があります。

近年、地域の教育力を導き入れ、あらたな学びの水準に挑戦しようとする学校はいずれも情報発信に積極的な学校です。荒れやいじめ、不登校あるいは学力不足の現状など、学校の抱える問題点を公表し、地域とともにその解決に当たりたいとする姿勢が明確であれば、地域のバックアップを受けることができるのではないのでしょうか。情報化社会においては、学校も学校事務職員も情報管理の基本姿勢を見直さなければなりません。そのことが「開かれた学校」に近づく課題の1つではないのでしょうか。

### 3 「学校を開く」ための情報管理と学校事務職員の役割

学校における情報管理や情報発信の重要性は近年、強く主張されてきたところですが、そのことは当然に学校事務の抜本的な変革を求めることとなります。情報公開に対応する管理システムの構築、受け入れた膨大な情報の適切な取捨選択とスムーズな伝達、個人情報情報の確実な保護、説明責任を果たし、地域との連携を強める適切な情報発信...これらの課題は、これまで閉じる方向に傾いていた学校の情報管理体制を開く方向にスイッチを入れ替える作業とも言えるもので、容易に達成できるものではありません。

成功の鍵は学校事務職員の主導的な取り組みにかかっています。事務職員の文書管理実務の経験や法的知識を全校に行き渡らせ、さらには学校事務そのものの組み立てを情報管理を軸に見直すこと、情報管理における事務職員の役割や教職員の役割を明確にすることなどが課題として提起されます。

さきほど佐藤さんより報告された取り組みにもあるように各地で、情報公開制度の進展にあわせて学校情報管理規程の制定や見直し、校内の情報管理者指定をめぐる取り組みなどが地区事務研や市町村事務研等で進められています。

また、最近では自治体と学校間の文書のやりとりを電子化し、端末から必要な情報を取り出す仕組み＝電子メールが発展してきました。これは文書の発議・発送・收受・保管・保存等の管理システム全体を大きく改編させるものです。すでに県内市町村でも運用または稼働している自治体もあります。わたしたちはこうした動きに対し、どう対処すべきかを

あらかじめ検討しておく必要があります。

これまで学校事務は人事・給与・旅費・福利厚生や公費会計などがその職務の中心であり、事務量も膨大でした。そうした事務・業務はO A化によってかなり減少し、今後は行政改革の進行により効率化・集中化するために学校から地方自治体に移行または学校現場からの直接入力＝県庁オンライン直接処理になる可能性もあります。したがってこれからの学校事務は学校事務職員自らの職務再構築からその歩を進めることとなります。そのうえで情報管理事務は教育条件整備事務と並んで、その柱としての役割が期待されます。

#### 4 職場での情報共有 ～情報の交差点＝学校事務職員（事務室）～ （引用）

学校事務職員(事務室)には、たくさんの情報が集中しているといわれています。どんな情報があるのか、思いつくままに書き出してみると……

- 法律情報(教育関係法規、勤務時間・休暇・女性の権利等労働条件に関するもの、退職金・年金に関するもの、県・市町村条例規則集など)
- 行政情報(県庁や市役所の組織・仕事・予算・就学援助制度、イベントなど)
- 地域情報(近隣の学校の行事や様子。街の出来事など)
- 渉外情報(PTA・同窓会・町内会・商店会・駐在所など)
- 生活情報(郵便局や銀行の業務内容、電車やバスの運行・発着時刻、弁当を配達してくれる店、食事や宴会のできる場所、あらゆる電話番号など)
- 人事情報(職員履歴書、昇給記録、給与関係など)
- 福利厚生情報(共済・互助のお知らせや各種給付、指定利用施設、各種資金など)
- 教材情報(カタログ、備品台帳など)
- 学校施設情報(学校施設台帳、平面図、建築工事図面など)
- 学校の歴史情報(沿革史、旧職員の名簿や消息など)
- 子ども情報(会議で得た情報、教職員や子どもたちとの対話の中から得た情報、街で得た情報など)
- 保護者情報(児童名簿、就学援助事務。を通じて得た情報、P T A活動を通じて得た情報など)
- 行楽情報(時刻表、共済施設、地図帳、旅行ガイドブックなど)

財務事務情報(予算・契約・会計・物品関係の帳票・帳簿など)と、ちょっと挙げただけでもこれだけありましたが、まだまだあるはず。教職員の多くが「事務職員に聞けば何でもわかる」「事務室にすれば何でもわかる」と口にするのも決して偶然ではないようです。まさに情報の交差点です。では、その情報をどう活用し、どのように職場で共有できるのでしょうか。学校事務職員のもとに集まる情報を、どう「活用」するかは学校事務職員の仕事論を考えるうえでも重要なポイントの一つになります。

情報を活用する以前の問題として、学校事務職員(室)に集中する情報を、必要としない人にどう提供できるか、整理と管理の仕事が発生してきます。情報の主流はまだ文書です。文書諸規則云々は別にして、学校事務職員が取り扱う文書情報のありようは、子ども・教職員をはじめ保護者、業者など関わりのある人たちに少なからず影響を及ぼします。「その文書は　さんが持っている」「その書類は　さんがいないとわからない」「今日は　さんが休みなので　の手続きはできない」なんて話はないでしょうか。文書＝担当者の所有物、という構図が学校の中では当たり前になっていないでしょう

か。文書が公の情報媒体ならば、文書の私物化は情報の私物化ということになります。秘密を保護すべき文書も含め、誰がみても所在がわかる文書の整理は、言ってみれば情報民主主義の基本ではないでしょうか。その実践が職場での情報共有化につながります。そのためには学校における情報管理システムの再構築が必要です。

## 5 情報管理事務の今日的課題（引用）

最近、自治体の中には、文書管理規則を情報管理規則と名称変更する例が目立ってきました。これは文書というものが情報の保存・伝達手段のひとつに過ぎず、社会全体で電子化が進む今日、自治体の情報管理を文書という言葉では括れなくなったこと、また、情報公開制度が整備され、個人情報の保護も自治体の大きな課題となりつつある中で、一住民は行政機関の情報管理に強い関心をもっており、これまでのように内部の事務処理規程としての文書管理規程ではすまされなくなってきたことも事実です。

これからの自治体の情報管理システムは、自治体が保有する情報は住民の財産と認識した上で、その保管・運用・検索などが公正で機能的なものとして構築される必要があるでしょう。また、文書事務の一特徴として、それが意思決定過程を管理する事務であるということがあります。先に佐藤さんが話された「学校自治・校内民主主義を保障できる学校の意思決定過程」かどうかが問題となります。学校における意思決定の仕組みはこれまできわめて曖昧なままに置かれてきており、それが学校における文書管理事務の確立を阻害する主因の一つとなってきました。

しかし、学校の説明責任を社会が強く求めていることが背景となって、学校教育法施行規則も改正され、職員会議の性格が明確となるなど、意思決定手続も整備が進みつつあります。学校の情報管理事務確立は教育改革の主要な課題なり、そして、この課題解決にとって、学校事務職員の役割は非常に大きなものがあります。

私たちは、情報管理について、自主的に研修を積み重ねてきた実績を発揮し、膨大な作業量を伴うであろう学校の情報管理システムの構築に、教育委員会等と連携し取り組むことの重要性があります。そのことは塩田さんの実践報告からもあきらかです。

学校における情報管理の現状は、文書の分類やファイル位置・ファイル方法がまちまちで、同じ種類の文書が別々にファイルされることもよくあります。保存年限の周知確認がされず、廃棄すべき文書がいつまでも保存されたり、それぞれの文書の管理者が曖昧なので、職員室や事務室で管理されることなく、個々の教職員が保管しているものもあります。さらに個人情報の保管や運用にはプライバシー保護の観点が希薄です。

もし、情報公開請求がなされても、文書の存否を確認するのも容易ではありません。こうした問題が生起する原因として以下の点があげられます。

学校には旧態依然たる秘密主義が根強く、教職員に対する情報管理の在り方についての研修もないので、情報管理の正しい仕組みもその意義の重要さも伝わらない。

学校レベルの文書管理規則を設けている自治体は少なく、学校単位の文書取扱責任者の指定が曖昧な場合もある。

上記の関連で自治体内の学校全体を規制する学校文書の分類と保存年限が規則で明確になっていないことも多い。

学校における意思決定の仕組みには、一般行政部局のように起案文書をもって意思決定するという通念が通用しがたい部分がある。

学校が作成しあるいは収受する文書は教務関係と事務関係に分ける学校が多く、事務関係文書は事務職員（室）で文書管理規則に則った運用・保管が期待されるが、教務関係文書は事務職員（室）の管理をはなれ、その運用・管理のルールは曖昧になりやすい。

事務関係の文書管理も事務職員個々の経験や意識に任せられるところが多く、学校間の統一がとりづらい。

そこで、学校における文書管理の確立は、上記のような問題点を克服する過程が求められることとなります。そのためには、学校における文書管理規程、意思決定規定などの規則整備、文書取扱主任の指定の在り方、具体的な文書の運用・保管・廃棄システムの改善、電子情報の管理システム確立などの諸課題を解決しなければなりません。今回の滝根町での取り組みは、まさに問題点を克服する過程が報告され、とても参考になったことと思います。

## 6 おわりに ～情報管理と説明責任～ ・ ～説明責任と学校事務～

学校事務職員と説明責任との関わりは2つの事柄が考えられます。1つ目に情報の管理責任者として、学校全体の説明責任履行に関与すること、2つ目には学校事務分野にかんする説明責任を履行することの2つです。

学校全体の説明責任履行に関しては、今までの学校＝閉鎖社会の打破が学校事務職員にあることを認識する必要があります。学校事務分野の説明責任については、公費会計・私費会計の執行状況や施設設備の改善状況を「学校だより」や保護者向け「事務だより」で報告したり、学校運営評議会で説明を行ったりなどの実践が取り組まれています。

しかし、大多数の学校において、学校ごとの経営責任が問われる状況にはなく、学校事務に対する社会的関心も低いこともあり、また、保護者が求める学校情報のほとんどが学力や生活指導などの教育内容に関するものであることから、学校事務分野の説明責任が確立している状況にはありません。

そのような現状を改善し、学校事務分野における説明責任を果たすためにも、学校ごとの固有の事務である教育条件整備や学習環境整備のシステム化、学校財務取扱要綱の制定など学校財務分野での主体性確立が必要ではないでしょうか。

## 参考文献

自治体情報公開のすすめ 旬報社

学校の情報公開 ぎょうせい

学校事務事典3 学事出版

子どものための学校事務 80・81 全国学校事務職員制度研究会